

シリーズ インド戦略を考える 4

インド現地法人設立の実務について

国際事業本部 海外アドバイザー事業部 部長 小沢 良明
(インド・プロジェクト)

インドに進出するにあたっては、①駐在員事務所 ②支店 ③プロジェクトオフィス ④現地法人の 4 つの事業形態がありますが、ここでは現地法人での進出形態を例にとり、進出実務と留意点を説明します。

インドでは、上記の「駐在員事務所」や「支店」が事前にインド準備銀行の許認可を取得する必要があるのに対し、現地法人の場合は、外国人投資家が参入を制限されている特定業種を除き、100%までの出資が可能、かつ許認可取得の必要もありません。また、活動内容の制限も無いため、製造拠点、販売拠点の設立に当たっては、現地法人の形態で進出されるケースがほとんどです。

外国直接投資が禁止されている主な分野	賭博、宝くじ、原子力、小売業(単一ブランドを除く)など
外国直接投資の出資比率に個別のガイドラインが定められている主な分野	空港、航空輸送サービス、アルコール飲料の蒸留・醸造、民間銀行、保険、ノンバンク、インフラ投資、固定電話・携帯電話など

また、インド現地法人の会社形態は、株式の公募を行なうか否かによって、公開会社(Public Company)と非公開会社(Private Company)に分けられます。公開会社の場合、インド会社法に規定されているコンプライアンス遵守事項が多岐に亘ることから、事情が許す限り非公開会社として会社を設立することが好まれるわけですが、インドには公開会社、非公開会社に加えて「公開会社の子会社」(みなし公開会社)という概念があります。インド会社法には、「全ての株式を外国会社によって所有されなければ、みなし公開会社と認定する」という定めがあり、この場合コンプライアンス上の取扱は公開会社と同等になります。従って日本の上場規模クラスの会社の子会社であっても、100%子会社の場合は問題なく Private Company として設立できるのですが、日系 51%とマジョリティであったとしてもインドの企業が 49%の株式を保有する場合、みなし公開会社となりますので留意が必要です。

さて、実際にインドで現地法人設立を行なう際の実務手続きを説明します。インドの場合、会社設立の手続き自体は透明化されており、申請を行なうことに特段の問題は見られないのですが、非常に形式主義の強いお国柄ということもあり、提出しなければならない書類の数が多いこと、書類内容にちょっとでも瑕疵があると、すぐに再作成を命じられる点などに難さがあります。インドでの Private Company 設立には、最低株主数 2 社、取締役も最低 2 名が必要です。株主の持ち株比率は 99:1 でも構いませんが、その意味では純粋に 100%子会社というわけではなく、親会社とその関連会社であわせて 100%の株式を保有するというケースが大半です。会社設立の最初の手続きは、現地法人の取締役になる予定の候補者を会社登記局に申請するところから始まります。最近、インドの会社登記申請は Web で行なう部分が増えており、提出する書類の多さを嘆きつつも、この 1-2 年随分簡素化されてきました。この Web 申請をするための登録がデジタル署名証明書の申請で、取締役登録を行なうと同時にこちらの申請も行います。インドでの書類申請で特徴的なことは、申請書を書くた

びに申請者の父親の名前が必要とされることが、また新興国では同じような例がありますが、申請する書類には公証役場で公証と外務省のアテステーションを取得し、さらにインド大使館で査証を取得してから提出するといことがあげられます。取締役登録が完了すると、会社登記を行なう州の登記局に対して、現地法人として名付けたい会社名を申請します。同じ名前の会社名が既に存在しないかどうか事前に会社登記局がチェックをした上で、希望の会社名を使うことが可能かどうか確認をするプロセスです。日系の現地法人の場合、希望する社名がはねられてしまう事はあまりありませんが、それでも時には第1希望の社名が通らず、第2希望以下が承認されるというケースがあります。

会社名が承認されると、その後2ヶ月以内に、会社登記局に対し、会社定款を提出し、会社登記の申請をします。インドの会社定款は基本定款と付属定款の2種類であり、インド会社法に則ったものであることが要求されます(会社法自体の中にモデル定款を記載しています)。定款と株式の引受確認書が会社登記局に受理されると、会社登記証(Certificate of Incorporation)が発行され、会社の登記が完了し、リーガルな活動を行なうことが可能になります。当初手続きである取締役登録の準備開始から数えて、会社登記が完了するまでおよそ3ヶ月程度というのが一般的なケースです。

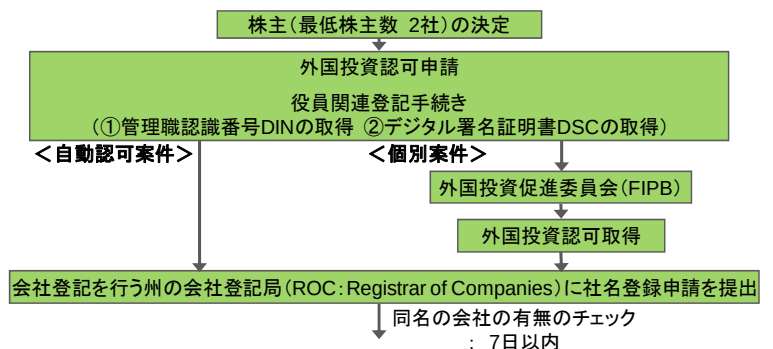
会社登記が行なわれると、30日以内に現地法人で取締役会を開催し、「監査法人の決定」、「銀行口座開設の決定」を決議します。インドでは全ての法人に対し、監査法人の監査を受けることが義務付けられていますので、この決定が必須事項となります。

会社登記の完了により、現地法人のリーガルな活動が可能になる訳ですが、商業的な活動を行なうためには更に2つのステップが必要となります。まず、現地法人の取締役会で銀行口座の開設を決議したことを受けて、銀行に口座を開設すると、日本から資本金の送金が可能となります。当初決定した授權資本金額の範囲内で第1回目の資本金払い込みを行います。資本金がインドに到着して30日以内にインド中央銀行に対し「外貨投資実行」の報告をします。また、並行してインドで活動を行なうのに必要な税金番号を取得する必要があります。

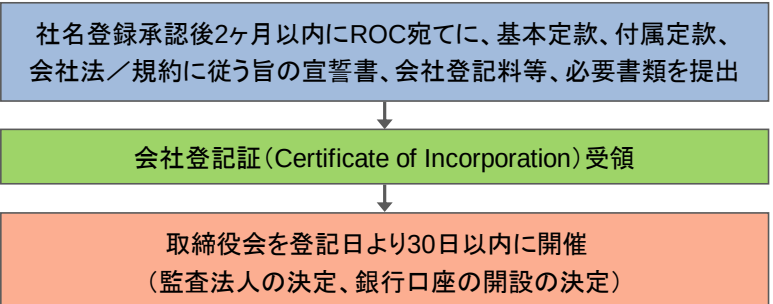
資本金の到着、税金番号の取得を経て、以降は商業的な活動を行なえるということになります。これらの手続きには会社登記後およそ1ヶ月が必要ですので、先ほどの会社登記に要した3ヶ月とあわせると、当初準備からスタートしておよそ4ヶ月程度の時間がかかることとなります。会社登記を行ない、商業活動が行

現地法人を例に取った会社設立の実務 現地法人設立手続きの流れ(非公開会社)

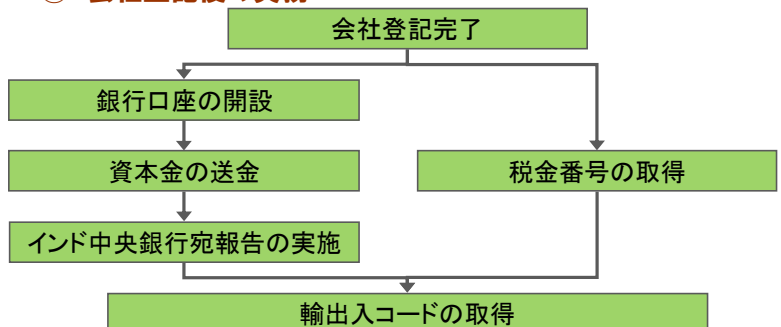
① 株主の決定～社名登録申請



② 会社登記～第1回取締役会の開催



③ 会社登記後の実務



なえるようになるまでのプロセスには相応の時間が必要であり、思い立ってすぐに現地法人が設立できるという事にはなりません。会社設立のスケジュールには十分な時間的余裕を見込む必要があります。

(当社発行『GLOBAL Angle』2012.3 より転載)

－ ご利用に際して－

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡下さい。